

市場事務所便り

社会保険労務士 市場 敬将



〒381-1231
長野市松代町松代 9 0 8
電話 : 026-278-3555 F A X : 026-278-3540
e-mail : ima@ichiba-sr.com URL : www.ichiba-sr.com

厚労省が策定した「労働時間適 正把握ガイドライン」のポイン ト！



◆1月20日に公表

近年、労働時間削減は多くの企業において喫緊の課題となっており、政府の「働き方改革実現会議」でも長時間労働の是正について様々な議論がなされています。

昨年 12 月には厚生労働省から『「過労死等ゼロ」緊急対策』が公表され、“違法な長時間労働を許さない取組の強化策”として以下の項目が挙げられていました。

- (1) 新ガイドラインによる労働時間の適正把握の徹底
- (2) 長時間労働等に係る企業本社に対する指導
- (3) 是正指導段階での企業名公表制

度の強化

(4) 36 協定未締結事業場に対する監督指導の徹底

このうち上記(1)に対応するものとして、厚生労働省から 1 月 20 日に「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」が策定・公表されました。

◆本ガイドラインの位置付け

従来、事業場における労働時間の管理方法については、平成 13 年に発出された通達「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」(いわゆる「46 通達」)が 1 つの目安となっていました。今回のガイドラインはこの通達を修正するかたちで策定されました。

◆本ガイドラインで注目すべき点

従来通達と今回のガイドラインを比較してみると、「労働時間の考え方」という項目が新たに追加されました。

この項目では、労働時間とは「使用者の指揮命令下に置かれている時間のこと」であり、使用者の明示または黙示の指示により労働者が業務に従事する時間は「労働時間に当たる」とされ、業務の準備や後始末の時間、手待時間、研修等の時間であっても労働時間に該当する例も示されています。

また、「使用者が講ずべき措置」の内容が従来の通達よりもかなり具体的に示されました。

特に自己申告制により始業・就業時間の確認等を行う場合の措置について、労働時間の管理者に対して「本ガイドラインに従い講ずべき措置について十分な説明を行うこと」を使用者に求めており、労働者の自己申告により把握した時間と PC の使用時間の記録等により判明した時間に“著しい乖離”が生じている場合には実態調査を行って労働時間を補正すること等を求めています。

◆その他の注意点

その他、「三六協定の延長」や「賃金台帳の調製」についての注意点も記載されていますので、本ガイドラインに一度目を通しておき、今後の労働時間管理に活用することをお勧めいたします。

労基署の監督指導結果にみる

「長時間労働が疑われる事業場」の実態



◆10,059 事業場が是正・指導の対象に

1 月中旬に厚生労働省から、昨年 4 月～9 月に行われた労働基準監督署による監督指導結果（長時間労働が疑

われる事業場に対する監督指導結果）が公表されました。

今期は、「1 カ月当たり 80 時間を超える残業の疑いがある事業場」や「長時間労働による過労死などに関する労災請求があった事業場」など、10,059 事業場が是正・指導の対象となっており、このうち 6,659 事業場（66.2%）で労働基準法などの法令違反があったとのこと

です。なお、前年同期の監督指導件数（法令違反あり／実施事業場）は、次のように変化しています。

- ・平成 27 年：3,823／4,861
- ・平成 28 年：6,659／10,059

平成 27 年度は、「月 100 時間」を超える残業が疑われる事業場等が対象であるのに対して、平成 28 年度は「月 80 時間」に対象が拡大されたという違いはありますが、長時間労働やそれに伴う健康障害などに対しては、より厳しい目が向けられていると理解したほうがよいでしょう。

◆是正勧告、是正指導の状況

是正勧告書が交付された法違反の内容を見ると、違法な時間外労働が 4,416 事業場、賃金不払残業が 637 事業場、過重労働による健康障害防止措置の未実施が 1,043 事業場となっています。

業種別では、違反割合の多い順に、(1)接客娯楽業、(2)運輸交通業、(3)製造業で 70%以上、(4)商業、(5)教育・研究業で 60%以上、(6)その他の事業、(7)建設業で 50%以上となっています。

一方、主な健康障害防止に係る指導票が交付された事業場は、次の通りでした。

- ・過重労働による健康障害防止のための指導：8,683 事業場
- ・労働時間適正把握基準に関する指導：1,189 事業場

ここでは、長時間労働となっている労働者への面接指導等の実施、月 80 時間以内への残業削減や始業・終業時刻の確認・記録、自己申告制による場合の実態調査などについて指導が行われています。

◆今後の情報にも注意が必要

現在、時間外労働の上限規制について政府が検討を進めるなど、労働時間に関する制度改正が予定されていますので、今後の情報に注意が必要です。

2017 年度から年金額等が変わります！



◆支給額は 3 年ぶりの減額

2017 年度の年金額が「前年度比 0.1% 引下げ」と発表されました。

総務省が発表した「平成 28 年平均の全国消費者物価指数」が前年から 0.1% 下落したことが年金額に反映されたものであり、3 年ぶりの改定です。

なお、「マクロ経済スライド」はデフレ時には見送るという規定があり、2016 度に引き続き適用されません。

2017 年度の国民年金の支給額は、満額で月 6 万 4,941 円（前年度比 67 円減）、厚生年金の支給額は、会社員だった夫と専業主婦のモデル世帯（40 年間就業し、妻がその期間すべて専業

主婦であった世帯が年金を受け取り始める場合）で月 22 万 1,277 円（同 227 円減）となります。

◆国民年金保険料、在職老齢年金は？

2017 年度の国民年金保険料（月額）は 16,490 円（前年度比 230 円引上げ）です。

2004 年（平成 16 年）の改正で保険料を毎年 280 円ずつ引き上げることが定められ、2017 年度はその上限（16,900 円）の年度となり、同年度以降は 16,900 円で固定されるはずですが、前年の物価変動率や実質賃金変動率によって増減されます。

在職老齢年金は、60 歳台前半（60～64 歳）の支給停止調整変更額と 60 歳台後半（65～69 歳）と 70 歳以降の支給停止調整額については 46 万円（前年度比 1 万円減）に改定となります。

また、60 歳台前半（60～64 歳）の支給停止調整開始額（28 万円）は前年度と同額です。

◆「年金額の改定ルール」の見直し

昨年 12 月の臨時国会で成立した「年金制度改革関連法」には、年金支給額を賃金に合わせて引き下げる新しいルールが盛り込まれました。

この新ルールでは、現役世代の負担を重視し、物価が上がった場合でも現役世代の賃金が下がれば年金支給額を減らす仕組みで、2021 年度からの実施となります。

～今月のひとこと～



強い者は弱い者を憐み救うという、要するに文明の程度の高い者が、低い者を導くということになれば、初めて平和に近づくのである(拍手)。ところが、戦いに勝つと、直ぐ弱い者をいじめる。第一、日本人の了簡違いが一つあるのである。従来、ヨーロッパ人を非常に怖がっていた。ところが、兵器を執って見ると、思ったほどえらくない。ロシアに勝った。日本が強くて勝ったか、ロシアが弱くて負けたか、ロシアが日本を侮り過ぎて負けたか、日本は死物狂いであるから勝ったか、それは措いて、ともかく勝ってから、俄かに傲慢になって、ヨーロッパ人と与し易い。ここに於て、大国民と威張りだした。決して威張るのを無理とは言わぬ。我輩も威張ることは好きだ(笑声起る)。好きだから時々威張ってみるが、時々反省もする。威張るのも宜いが、威張ると同時に、日本は長い間ヨーロッパの文明に触れて、ヨーロッパ人に苦しめられて、よほど苦しかった。ところが、その苦しみを免ると、直ちにヨーロッパ人が日本人を苦しめた筆鋒で、満韓に向って復讐をする。満韓に何の罪がある。これに向って、非常に圧迫を加えるというのは、どうもおかしい訳である。自分が苦しめられたならば、人も苦しいという思い遣りがなければならぬ。これを名づけて同情という。その同情が全くなくなって、傲慢にも一等国になった、大国民であると、支那人、朝鮮人を軽蔑し出していじめるという仕方をやったのが、第一気にくわぬのである。

『大隅重信演説談話集』 早稲田大学編 1916(大正5)年11月 東京神田共立女子職業学校で開催された講演会における講演

～事務所よりひとこと～



3月になって寒さも和らぎ、暖かく感じる日が増えてきました。

最近、コーヒーのミルを購入してから、ペーパードリップでコーヒーを入れるようになったのですが、それまで自宅ではあまり飲まなかったコーヒーを毎日飲むようになりました。手間は多少かかるのですが、朝、コーヒーの香りをかぎながらゆっくりいれていると、忙しない気持ちが落ち着いてきます。コーヒー豆の種類はたくさんあるので、それを試していけるのも楽しいところです。一日の中で、ほっと一息つく時間は大切だなあと思う今日この頃です。(宮下)

